

仕 様 書

1. 業務名

浜寺石津小学校外 2 3 校窓ガラス清掃業務

2. 業務の目的

学校の 2 階以上の教室の光線透過状況を良好にするため

3. 履行場所

堺市西区浜寺石津町中 2 丁 3 番 2 8 号外 別紙仕様書のとおり

4. 履行期間

平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

5. 業務内容

- 1) 学校の 2 階以上の廊下外側及び教室の外側の窓ガラスの両面を清掃する。(面格子取付窓については内側だけを清掃する。)ただし、教室の廊下側、廊下つきあたり、渡り廊下、便所内、階段途中の踊り場、講堂・体育館(体育館上に教室がある場合は対象となる。)及び、平成 2 9 年 4 月以降の竣工建物の窓ガラスは除く。各学校の窓ガラス面積は別紙のとおり。
- 2) 清掃にあたっては、適切な洗剤を用いて雑巾やウインドスクィージー等により窓ガラスの汚れを拭きとる。なお、洗剤等がガラス表面に残らないよう留意すること。ただし、スリガラスは乾拭きとする。

6. 清掃日時

- 1) 清掃作業は平成 3 0 年 2 月末までに完了とし、3 月は書類作成、手直し期間とする
- 2) 清掃日時は、原則として土曜日・日曜日・祝日・長期休業中の 9 時から 1 7 時の間とする。(安全管理員の勤務時間や学校活動等の事情により作業できない時間帯を事前に学校に確認し、その間は作業を行わないこと。)
- 3) 契約締結後、受注者はすみやかに発注者と協議し各学校の清掃日の一覧表を作成し、発注者に提出すること。
- 4) 各学校から日程変更希望があれば、日程を調整し発注者へ連絡すること。
- 5) 雨天等により清掃日の変更が生じた場合や未完了の為清掃日の追加をする場合は、すみやかに発注者に連絡をし、清掃日を調整すること。

7. 業務完了報告

各学校の清掃が完了したときは、学校長もしくは教頭の確認を受け、発注者に「業務完了報告書」及び「従事者報告書」(何時間、何人で作業したか)を提出すること。清掃不可能な箇所があった場合、その詳細を特記事項に記入。清掃完了当日の確認が無理な場合は、翌日以降可能な日に確認を受ける。

8. その他

- 1) 清掃中にガラス等学校施設に損害を及ぼした場合は、受注者が原形復旧し、その費用については受注者の負担とする。
- 2) 清掃に際して、清掃員はヘルメットの着用や窓の構造に応じてロープ等を使用するなど、安全対策には万全の措置を講じること。
- 3) 清掃にあたっては、教育委員会事務局 施設課及び学校と十分な連絡をとり、必要な指示を得ること。
- 4) 清掃実施に伴い総面積が増減が生じても契約金額は変更しない。
- 5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定める。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。